

	契 約 用
○	業 者 用

東車両基地パンタグラフ試験機
部品交換業務

業務委託仕様書

令 和 7 年 度

高速電車部車両課大谷地検修係

担当者 佐野 竜哉	TEL 011-891-3223 (内) 8415	札交車 25 第 2196 号
-----------	---------------------------	-----------------

1 適用

本仕様書は、札幌市交通局高速電車東車両基地に備えられている、パンタグラフ試験機に適用する。

2 業務実施及び検査場所

(1) 札幌市厚別区大谷地東6丁目1番1号

札幌市交通局高速電車東車両基地

(2) 委託者の指定または許可する場所

3 履行期間

契約書に示す着手の日から令和8年3月31日まで。

なお、詳細工程については、委託者と打合せの上決定すること。

4 業務時間

東車両基地での業務時間は、準備時間を除く平日8時45分から17時15分までとする。

5 業務内容

パンタグラフ試験機に取り付いている部品（コンデンサ）を新品に交換する。交換完了後には、試験機の動作確認をすること。

6 経費の負担

本業務の遂行に要する経費のうち、及び車両基地内で使用する電気・水道等については委託者の負担とし、本業務に必要な部品の調達、工具類及び油脂類等の消耗品については受託者で準備すること。

7 提出書類

	提出書類	部数	提出期限
1	業務着手届	1部	契約後、速やかに
2	業務工程表	1部	契約後、速やかに
3	労働災害保険関係の成立を証する文書	1部	契約後、速やかに
4	業務完了届	1部	終了後、速やかに
5	業務工程写真	1部	終了後、速やかに

上記以外の書類についても、委託者が必要と認めた場合には提出すること。

8 疑義

本仕様書に明記されてない事項及び疑義が生じた事項については、委託者と十分協議すること。

9 再委託

受託者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部であって業務の性質上、再委託が発生する場合は契約締結後直ちに委託者へ申し出ること。委託者がやむを得ないと認めた場合は再委託承諾願（指定様式）を書面にて提出し、委託者から再委託承諾通知により承諾を得なければならない。

10 その他

業務履行中に不具合等を発見した場合は、委託者に報告し協議すること。

11 産業廃棄物等

本業務で発生した廃棄物については、「金属」・「廃プラスチック」・「混合廃棄物」に分別の上、東車両基地内の指定場所に廃棄すること。また、産業廃棄物以外の廃棄物が発生した場合には、委託者と十分協議すること。

12 札幌市鉄道事業安全管理規程の遵守及び運輸安全管理の徹底

- (1) 受託者は、安全第一の意識を持って、札幌市鉄道事業安全管理規定で定める事項を遵守するとともに、輸送の安全を確保するために社内体制を整備し、業務従事者にこれを徹底すること。
- (2) 受託者は、委託者の輸送事業に係る安全管理体制に積極的に協力するとともに、輸送の安全を確保するため、委託者との綿密な連携を図ること。

13 札幌市環境のマネジメントシステム運用への協力

- (1) 受託者は、作業に従事する者へ本市の「環境方針」（別添）を周知し、本市の環境配慮に対する取り組みについて理解させること。
- (2) 受託者は、本市環境マネジメントシステムに合致する形で業務を遂行すること。

東車両基地パンタグラフ試験機部品交換業務

円

仕様書番号 札交車25第2196号

総括表

名 称	数 量	単 位	单 価	金 額	摘 要
直接人件費	1	式			第1号内訳書
直接物品費	1	式			第2号内訳書
直接業務費	1	式			
業務管理費	1	式			
業務原価	1	式			
一般管理費等	1	式			
業務価格	1	式			
業務価格 再計	1	式			
消費税相当額					
合計	1	式			

東車両基地パンタグラフ試験機部品交換

仕様書番号 札交車25第2196号

第1号内訳書

名 称	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
1 部品交換業務					
(1) 専門技術者		時間			
(2) 業務要員 1		時間			
2 動作確認					
(1) 専門技術者		時間			
(2) 業務要員 1		時間			
直接人件費計					

東車両基地パンタグラフ試験機部品交換

仕様書番号 札交車25第2196号

第2号内訳書

名 称	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要
直接物品費					
直流用油入紙コンデンサ	8	個			
定格：電圧1600WDC、容量10 μ F					
直接物品費計					

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5°Cに抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPP_{RO}』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局